

【 厚生労働大臣の定める掲示事項 】

(2026年4月1日 現在)

当院は、九州厚生局に下記の届出を行って診療している保険医療機関です。

1) 基本診療料に関する事項

- ・精神科急性期治療病棟入院料 1 (2階病棟 40床)
- ・精神療養病棟入院料 (3階病棟 54床・4階病棟 54床)

※病棟ごとの看護要員の配置は、各病棟に掲示しております。

- ・療養環境加算 ・看護配置加算 ・看護補助加算 1 ・看護補助体制充実加算 1
- ・精神科身体合併症管理加算 ・救急医療管理加算 ・精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・診療録管理体制加算 3 ・データ提出加算 3 ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・入院時食事療養 (I)

当院では、入院時食事療 (I) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で配膳しております。(朝食：午前 8 時、昼食：午後 0 時、夕食：午後 6 時以降)

2) 特掲診療料に関する事項

- ・薬剤管理指導料 ・精神科作業療法
- ・精神科デイ・ケア大規模なもの、精神科ショート・ケア大規模なもの
- ・医療保護入院等診療料 ・療養生活継続支援加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 (I) ・入院ベースアップ評価料 (19)

3) 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

又、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

医療法人格心会晴明病院
開設者 (理事長) 白川 由佳
管理者 (院長) 小嶋 享二